

## 第9回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和元年9月9日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業  
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三  
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治  
森瀬 宏 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩  
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫  
松野 芳正

※委員1名総会途中より出席

欠席農業  
委員

野々村 貢

議 長

栗本 恒雄

出席農地  
利用最適  
化推進委  
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先  
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 栞原 修司  
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 辻 政廣  
戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 林 俊朗 ・ 福井 正弘  
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一  
村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
副主査	吉村 雅子	主任主事	小栗 照之
主任主事	片岡 美晴	主事	多田 智哉
主事	福菌いづみ		

関 係 者

農林部農地整備課主幹	松波 達男
農林部農林政策課主任	渡部 大輔

議 案

- 第 5 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について
- 第 5 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 5 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 5 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 6 0 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 6 1 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 6 2 号 農地所有適格法人要件確認報告書について
- 第 6 3 号 令和 2 年度農業施策に関する要望書について
- 第 6 4 号 岐阜市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定について
- 第 6 5 号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議 長

それでは、令和元年第 9 回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19 名中 17 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 9 番森瀬宏委員、議席番号 11 番清水健吉委員、両委員よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第56号農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第56号について説明いたします。

今回出願がありました農地は、民事執行規則による強制執行として、岐阜地方裁判所において期間入札の公告が行われています。

入札に付される物件は農地でありますので、入札に参加する資格は、民事執行規則第33条により、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができる、となっております。

入札の結果、当該証明書の交付を受けた者がその農地の買受人となり、農地法第3条の許可申請があった場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、買受適格証明の発行にあたり、農地法第3条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。

今回は1件提出されています。

2ページをお願い致します。

1番、三輪地区からの案件は、出願人が、農業経営の拡大を図るものです。出願人は市外の方ですが、申請地までの移動時間は、車で60分程で、通作には問題ないと判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第56号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員より説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の三輪厳美地区からの申請については福田正義委員、説明をお願いします。

福田委員

8月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

出願人が今回買受けを希望する農地では、今後柿を栽培する予

定とのことであります。

出願人は地域の取り決めを守ることを立会時に確認しており、地元としましても、証明書発行は問題はないと考えます。

議 長

ありがとうございました。

議案第56号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第57号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

4ページをお願い致します。

申請明細1番、南長森地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用貸人へ田を貸し出すものです。

申請明細2番、鶉地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細3番、三輪地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 57 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、4 ページ 1 番の南長森地区からの申請については、林明委員、説明をお願いします。

林(明)委員

本申請は、体調不良のため農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。

申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

また、使用借人は認定農業者であり、地元の取り決めも十分に理解しておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 ページ 2 番の鶉地区からの申請については、梶下信孝委員、説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、農業経営を廃止したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

8 月 7 日に事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は鶉地区及び柳津地区で水稻を中心に耕作をしており、機械も十分に保有しております。また、申請地の隣の田を所有しており、取得後は一体的に水稻を栽培する予定です。

地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 ページ 3 番の三輪山県地区からの申請については、山口基治委員、説明をお願いします。

山口委員

今回の申請は、三輪地区に居住しており、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を取得するものであります。

8 月 23 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲り受ける農地では野菜を栽培するとのことです。

地域の取り決めも十分理解しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第57号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第58号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第58号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。今回の申請概要は、6ページの第4条許可申請の総括表にございますので御覧ください。

7ページをお願い致します。

申請明細1番、西郷地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので61ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、板屋川沿いの、西郷小学校から北へ約1,100メートルのところに位置している

農地です。

7ページにお戻りください。

申請明細2番、日置江地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第58号について事務局から説明を受けましたが、7ページ1番の西郷地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。

それでは、松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

今回の申請は、太陽光発電施設として農地の転用を行うものがあります。

農地の転用にあたり、8月21日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際に、近隣農地及び道路・水路への影響のないよう確認しており、許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。議案第58号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第59号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第59号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。今回の申請概要は、9ページの第5条許可申請の総括表にございますので御覧ください。

10ページをお願い致します。

申請明細1番、合渡地区の申請は、使用貸借設定による農家住宅への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は、原則不許可ですが、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

申請明細2番、合渡地区の申請は、使用貸借設定による太陽光発電施設への転用です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

議案第59号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第60号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出27件、第4条届出13件、第5条届出48件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。



則竹主査

それでは、議案第60号について説明いたします。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、12ページにございますので御覧ください。届出の合計は、件数が27件、面積は69,946.12平方メートルです。

続きまして13ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。届出の合計は、件数が13件、面積は2,812.97平方メートルです。

明細は14ページから17ページに記載してございます。

続きまして18ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。届出の合計は、件数が48件、面積は30,822.94平方メートルです。

明細につきましては、19ページから32ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和元年8月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第60号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第61号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は4件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第61号について説明いたします。

34ページをお願い致します。

今回は、4件提出されており、特例適用農地面積は、22,147平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第61号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第62号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第62号について説明いたします。

議案書の36ページから39ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条には、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市に今年度提出が必要な23法人全てから提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第62号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第63号令和2年度農業施策に関する要望書について、を議題と致します。

7月22日に生産対策専門委員会及び耕地対策専門委員会、7

高島副主幹

月24日に環境対策専門委員会、7月29日に農政対策専門委員会を開催致しました。

その後、8月28日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議されました要望事項を審議検討し、要望書として取りまとめましたので提案致します。内容については、事務局から説明致します。

議案第63号について、説明いたします。

41ページを御覧ください。

議案書41ページからの要望書(案)は、会長から説明のありましたとおり、各専門委員会及び役員会を経て、7項目29の要望を取りまとめています。

42ページを御覧ください。

国、県など要望先に提出する要望書となります。

平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正により、担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進といった農地利用の最適化が農業委員会の重要業務とされ、本市においても、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業を活用した利用権等貸借の設定、農地利用状況調査による耕作放棄地対策、農業経営改善スペシャリスト派遣による法人化の支援等に取り組んでまいりました。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加する中、担い手の受入れには限りがあるなど、本市農業を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあります。

このような現状の中、農林水産省は昨年11月に農地中間管理事業の5年後見直しを行い、地域における農業者等による協議の場の実質化、農地中間管理機構の仕組みの改善、農地の集積・集約化を支援する体制の一本化、担い手の確保等により、農地中間管理事業の更なる加速化のため、関係者が一体となって推進する体制を構築することとしました。

農業委員会についても、農地の保有及び利用状況、農地所有者の利用意向についての情報提供、農業委員・農地利用最適化推進委員の農地利用集積・集約化に関する協議への出席など、農地利用集積・集約化への更なる協力が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後も引き続き担い手の確保・育成と農地利用集積・集約化、耕作放棄地対策をより一層推進し、農地

中間管理機構、農業協同組合、行政が一丸となり、本市農業の維持・発展、優良農地の確保を図るため、令和2年度農業施策の実施にあたり、次の事項について要望します。

43ページを御覧ください。

要望事項の一覧となります。

44ページ以降に、それぞれ要望内容を記載してあります。

まず、1農地利用集積、集約化、担い手対策についての要望事項です。

本市農業の維持・発展のため、農業者の担い手不足対策として、担い手の育成・支援及び担い手への農地利用集積・集約化が必要不可欠であることから、次のことについて要望します。

(1) 農地利用集積・集約化の推進について。

個人農家の高齢化、後継者不足により、農地の出し手は増加しているが、借り手が少なく担い手が不足しているため、農地中間管理機構、農業協同組合、行政が連携し、担い手の育成及び担い手への農地利用集積・集約化に、積極的に取り組まれない。

特に、畑地は借り手が少ないことから集積が進んでいないため、畑作に対する助成について検討されたい。

(2) 人・農地プランの実質化について。

担い手への農地利用集積・集約化を加速させる「人・農地プラン」の実質化を図る取り組みを進めるためには、担い手の育成、法人化の促進、農業基盤整備等が必要となる。

市内には、市街化区域内農地や中山間地域の農地を含む様々な形態の農地があるため、人・農地プランの実質化に向け、各地域の状況を考慮しつつ先進して取り組むモデル地域を作られたい。

(3) 担い手支援について

担い手支援のため、水田の高低差解消、畦畔の撤去等、ほ場の整備・拡大を検討されたい。

また、育苗・乾燥施設等について、農作業効率の向上に有効な整備・改良を図られたい。

なお、農地集積の推進に重要な役割を果たす担い手に、畦畔や道路、水路法面の除草等を行わせることは多大な負担を伴うため、担い手が耕作する農地にかかる維持管理について、市として対策を検討されたい。

(4) 個人農業経営者に対する助成について

農業用機械購入に対する助成制度は法人限定で、個人農業経営

者は対象外となっていることから、担い手支援のため個人農業経営者についても支援されたい。

#### (5) 働き手不足に対する支援について

農業者の高齢化や後継者不在により耕作放棄地が増加傾向にある中、担い手についても、個人、法人ともに人手不足となっている現状を考慮し、農業者の募集、担い手や個人農家への働き手の紹介について支援されたい。

#### (6) 農地所有者への農地利用集積に関する周知について

個人農家が保全管理をしている耕作放棄地について、農地中間管理事業等を利用し地域の担い手へ集積するよう、農地所有者に周知されたい。

続きまして、45ページを御覧ください。

2耕作放棄地対策についての要望事項です。

農業者の高齢化及び後継者不足に加え、遠隔地居住者や非農家への相続により年々増加傾向にある耕作放棄地対策のため、次のことについて要望します。

#### (1) 農地利用状況調査について

農地利用状況調査結果及びその後の対応について、農業委員・農地利用最適化推進委員に情報共有されたい。

また、耕作放棄地の解消に活用できる補助金について情報提供願いたい。

#### (2) 農地の相続について

遠隔地居住者や非農家が農地を相続した結果、農地の管理ができず耕作放棄地の発生につながるケースが多発しているため、農地が適正に管理されるよう相続制度の見直し等、耕作放棄地の発生防止対策を検討されたい。

#### (3) 発生防止対策について

耕作放棄地については、固定資産税を雑種地並み課税にするなど、耕作放棄地の発生防止に効果的な対策を検討されたい。

続きまして、3食農教育の推進についての要望事項です。

次世代を担う児童等を対象とした食農教育の推進及び、学校給食における地産地消促進のため、次のことについて要望します。

#### (1) 学校給食での地産地消促進について

学校給食への地元野菜の使用機会の増加を図るため、県・市両方からの助成について、更なる充実を図られたい。

#### (2) 食農教育の推進について

各地域で農政推進委員等が実施する食農教育への支援を充実されたい。

続きまして、46ページを御覧ください。

4 有害鳥獣被害対策についての要望事項です。

市内北部を中心とした有害鳥獣による農作物への甚大な被害、市内全域で増加している小型有害鳥獣被害、南部を中心に拡大しているジャンボタニシ被害に対応するため、次のことについて要望します。

(1) 有害鳥獣対策について

有害鳥獣被害への効果的な駆除対策、被害防止対策を継続、充実されるとともに、防護及び捕獲対策への助成について予算確保されたい。

(2) ジャンボタニシ対策について

ジャンボタニシ被害が市内全域に拡大していることから、通年対策の充実を図るとともに、こうした取り組みへの助成について検討されたい。

また、被害防止対策について各地域間で情報共有できる場を設けられたい。

続きまして、5 農業基盤整備対策についての要望事項です。

農業用施設の改良・維持管理、ほ場整備等により農作業の効率化を図り、農地利用集積・集約化を推進するため、次のことについて要望します。

(1) 農業基盤整備について

用排水分離、畦畔の撤去、農地周辺の道路整備等、農業基盤整備を推進するとともに、地元負担軽減のため、工事費用に対する補助率向上を検討されたい。

また、用排水路補修の際は各地区の維持管理組合と調整し、計画的に事業実施されたい。

(2) 災害被害対策について

台風や集中豪雨による農地の被害対策のため、河川の護岸整備や側溝のオーバーフローへの対応、豪雨時の堰の解放等、防災措置を図られたい。

(3) 道路法面の草刈について

道路法面の草刈は農業者が善意で協力していることを周知するとともに、警察に対しても同様に、農業者の立場、状況を周知されたい。

また、草刈時の安全確保のため、道路幅拡張等の基盤整備をされたい。

(4) 市道の整備について

雑木や雑草のはみ出し、路面や路肩の崩れ等により通行に支障のある市道の整備、修繕をされたい。

(5) 市街化区域内農地周辺の道路整備について

市街化区域内農地周辺には、道路幅が狭く農作業の支障となる箇所があるため、農地周辺の道路整備について検討されたい。

47ページを御覧ください。

続きまして、6 都市近郊農業振興対策についての要望事項です。

本市農業の特色の一つである市街化区域内農地等での農業経営を守り、都市近郊農業の存続・振興を図るため、次のことについて要望します。

(1) 生産緑地指定について

都市近郊農業振興のため生産緑地指定を検討するとともに、生産緑地のメリット・デメリット等について学ぶ研修の機会を設けられたい。

(2) 固定資産税の軽減について

都市近郊農業存続のため、負担が大きい市街化区域内農地の固定資産税軽減を講じられたい。

続きまして、7 その他の要望事項です。

(1) 農業への理解促進について

農地や用排水路へのゴミの投棄、ペットの散歩時のマナー違反、農作物の盗難被害について、周知徹底・注意喚起を図るとともに、一般市民に対し、農業及び農業者の労力について理解促進を図られたい。

また、ゴミの投棄や盗難等の被害防止のため、周知看板の貸与を検討されたい。

(2) 農作業への苦情について

農薬散布や早朝の農作業について、周辺住民からの苦情を未然に防止するため、住民に対する事前周知、声掛を実施するよう農業者に促すとともに、周辺市町と連携して市外に在住する農地所有者への周知にも取り組まれたい。

また、作業を周知する看板等の貸与を検討されたい。

(3) 情報提供等について

① 農作業でのドローン使用に関する規制及び、野焼き防止のた

め、草刈や剪定後の雑草及び枝等の処分方法について情報提供されるとともに、これらに要する機械購入に対する助成を検討されたい。

②豚コレラの影響により休止中の方県地区の堆肥センターについて、今後の状況及び他施設での対応について情報提供されるとともに、堆肥の価格上昇に対する助成を検討されたい。

(4) 廃プラスチックの回収について

農薬の空容器の回収時期について、地区の廃プラスチック回収と合わせて実施するよう検討されたい。

(5) 農地転用申請時の確認について

農地転用申請時の排水計画確認について、近隣農地に影響がないよう留意願いたい。

48ページを御覧ください。

(6) 用排水組合の決裁金について

地域により取扱いの異なる、農地転用時の各土地改良区及び用排水組合等の決裁金について、市で調整願いたい。

(7) 農地の他用途利用について

農業に適さない農地について、農業以外の用途に利用できるよう検討願いたい。

(8) 公共事業用地の管理等について

公共事業の買収済地の草刈について、工事開始まで適切に管理願いたい。

また、工事時期の詳細について小学校等関係機関へ情報提供願いたい。

(9) 堤防の草刈について

堤防の雑草が繁茂することにより、視界が遮られる等通行の支障となるため、夏休みに実施している堤防の草刈を、夏休みの前後で2回実施するよう、時期と回数について検討されたい。

要望事項については以上ですが、7その他の(6)用排水組合の決裁金について農地整備課から説明いたします。

松波主幹

農地整備課より説明いたします。

決裁金については、各土地改良区、用排水組合の人数、維持管理する施設の規模等が異なっており、それぞれの実情に応じて組合員が総会等で決定するものであるため、市が調整できるものではないと考えますのでご理解願います。



以上でございます。

高島副主幹

ただいま農地整備課から説明のとおり、農地転用時の用排水組合等への決裁金の調整については、要望書の項目から削除したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、議案第63号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。  
要望書は、国、県、市、JAなど必要な機関へ提出致します。

議 長

引き続きまして、議案第64号岐阜市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定について、事務局の説明を求めます。

高島副主幹

議案第64号について、説明いたします。

50ページを御覧ください。

今回の改正理由は、農地台帳に関する固定資産税課税台帳及び住民基本台帳との照合を適時実施するため、具体的には11月を除くことと、併せて、農地台帳の記録の点検等の実施に係る規定の整理と、それに伴う条番号の整理、その他、字句の修正を行うものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第64号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、別冊の総会議案その2でございます。

議案第65号岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、令和元年9月3日付け、岐阜市農政第65号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

渡部主任

農林政策課の渡部と申します。よろしくお願いたします。

議案その2をお願いします。

1ページを御覧ください。

議案第65号の内容を、ご説明いたします。

今回は、2件の軽微な変更としての用途区分の変更、2件の農用地からの除外の申出に対する意見の決定を御審議いただくものでございます。

3ページを御覧ください。

3ページに記載の軽微な変更として、

農業用施設用地に用途区分変更するもので、田が4筆で合計4,409平方メートルとなります。

続いて、4ページに記載の除外につきまして、田が3筆で合計3,212平方メートルの農用地除外となります。

続きまして、5ページを御覧ください。

農用地区域から除外等の申出があった2件の詳細が書いてありますので、概要をご説明いたします。

整理番号1は、鷺山地域の駐車場の申し出で、所在地は下土居字米田266番2及び267番1であります。

8ページの地図を御覧ください。

申出地と示されている部分で、面積は1,806平方メートルであります。

5ページにお戻りください。

整理番号2は、西郷地域からのコンビニエンスストアの建築の申出でございます。

所在地は小野1丁目1番1であります。

9ページの地図を御覧ください。

申出地と示されている部分で、面積は1,406平方メートルであります。

最後に、6ページにお戻りください。

(3)の市町村検討調書に記載されておりますように、除外の申出のありました2件は、いずれも農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものでございます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第65号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしましたので、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時53分閉会を宣す。